

産業・職業分類にみるデザイン概念の変遷

Changes in Design Concepts in Industrial and Occupational Classifications

●黒田宏治／静岡文化芸術大学、青木史郎／中国美術学院

KURODA Kohji/Shizuoka University of Art and Culture, AOKI Shiro/China Academy of Art

●Keywords: design concept, industrial design, industrial classification, occupational classification, design history

1. はじめに

国勢調査でデザイナー数（職業小分類）、デザイン業就業者数（産業小分類）を調べると（表1）のようになる。デザイナー数は1955年の6,765人から、バブル崩壊前後を除き一貫して増加傾向にあり、2015年には193,830人へと至る。

デザイン業就業者数に関しては、2000年以降は微減・横這いの傾向が窺える。その間には、フリーランスの活動は縮小気味であったが、一方インハウスの活動は拡大傾向にあったものと推察できる。

ここではデザイナー、デザイン業は、どのような概念で捉えられていたのだろうか。デザイン分野では触れられることが少ないが、一般には広く参照される内容である。本稿では、それらの変遷を概観したい*1。

2. 産業分類にみるデザイン業の概念

デザイン業に関しては、日本標準産業分類を参照する。小分類「デザイン業」の登場は1976年（第8回改定）からであり、そこでは次のように記述されている（表2）。

以降5回の改定を経て現行に至るが、「デザイン業」の概要説明に関しては現行まで踏襲されている。内容例示にも大きな変化は見られない。小分類としての設定が産業分野の社会的認識の定着の目安とするならば、デザインが産業としての社会的に認知されたのは概ね1980年頃と言えそうである。

デザイン分野に身を置き活動してきた経験からすると、いささか現実にそぐわない印象ではあるが、日本標準産業分類では統計調査における経年の連続性が優先されるのだろう

か、そのような概念規定が30年以上も適用されている。

デザイン業の内容に関しては、他には特定サービス産業実態調査で用いられる業務区分がある。1973年に開始され、以降断続的に実施されてきた。同調査では、年次により多少の変化は見られるが、「その他」含めて述べ18種のデザイン業務区分が導入されている。

おおまかな推移を見ると、インダストリアル（工業）、グラフィック（商業）、パッケージ、ディスプレイ、インテリア（室内装飾）、ファッション（服飾）、テキスタイル、その他の各デザイン業務分野は一貫して表記されているが、1990年代を境にクラフト、ジュエリーという手工芸的性格を有するデザイン業務区分およびデザインコンサルタントが外れ、情報系のマルチメディアデザインが加えられている。その他には一貫して建築・造園分野等が包含されている。全体的にデザイン分野動向の実勢に一歩近いものとなっている。

3. 職業分類にみるデザイナーの概念

デザイナーに関しては、まずは日本標準職業分類を参照する。「デザイナー」は1960年の設定から小分類の一つに位置づけられてきた（表3）。

以降5回の改定を経て現行に至るが、「デザイナー」の概要説明は初期の内容が概ね踏襲されている。内容例示に関しては、初期の記載が基本的に踏襲されつつも、1970年代以降にインテリア、フラワー、産業の各デザイナー等が追加され、1990年代以降にはウェブデザイナー等情報系職種の追加・変更が目立つ。時代の推移の中でデザイナー職種の広がりに対

表1. 国勢調査にみるデザインの規模（人）

年	デザイナー	デザイン業	就業者総数
2015	193,830	79,360	58,919,036
2010	179,570	76,300	59,611,311
2005	164,741	87,538	61,505,973
2000	161,393	94,800	62,977,960
1995	151,924	—	64,141,544
1990	156,855	—	61,681,642
1985	127,342	—	58,357,232
1975	88,725	—	53,140,818
1965	37,330	—	47,960,178
1955	6,765	—	39,590,451

*デザイン業は産業小分類就業者数。1995年以前は未掲載。

表2. デザイン業の概念（日本標準産業分類、第8回改定）

説明	工業D、クラフトD、インテリアD、商業Dなど、工業的、商業的デザインに関する専門的なサービスを提供する事業所をいう。衣服、スカーフなどの服飾D、服地、着物地などのテキスタイルD及びパッケージDを行う事業所も本文類に含まれる。
内容○	工業D事務所、クラフトD業、インテリアD事務所、商業D事務所、服飾D業、テキスタイルD事務所、パッケージD事務所
内容×	造園工事・ゴルフ場工事業、室内装飾工事業、成人男子・少年服製造業、成人女子・少女服製造業、家具・装備品製造業、陶磁器絵付業、装身具・装飾品製造業、漆器製造業、看板・標識機製造業、広告業、建築設計事務所

*表中の「D」は「デザイン」の略。「○」は分類される例示、「×」は分類されない例示で誤りやすいもの。

応して多少の改訂がされてきた様子が窺える。

職業分類に関しては、他に厚生労働省編職業分類がある。日本標準職業分類との整合性を視野に入れつつも、公共職業安定機関の求人・求職の実需を踏まえるかたちで分類・整理されている。統計基準で用いられる分類よりも実勢に近い内容と考えてよい。1953年に初めて設定され、以降5回の改訂を経て今日に至っている（2022年第5回改定）。

小分類「デザイナー」が登場するのは1965年第1回改定からであり、細分類として商業デザイナー、美術部員、装飾係、工業デザイナー、家具類デザイナー、柄紋圖案家、服飾デザイナー、原型師が収録されていた。現在のデザイナーのイメージとは、呼称・内容がやや異なる印象である。

以降3回の改訂を経て、2011年改訂では「デザイナー」の細分類はグラフィック、ウェブ、ディスプレイ、工業、インテリア、服飾の各デザイナーとその他のデザイナーの構成である。統計分類よりも実態に近い分類ではないかと思われる。

尚、2022年改訂（適用開始は2023年）では、「デザイナー」はウェブデザイナー、グラフィックデザイナー、その他のデザイナーの3類型に集約されている。職業紹介最前線における概念の実勢はその辺りにあるということだろう。

4. インダストリアルデザインの理解

インダストリアルデザインは、1958年通産省デザイン課設置の契機となった重要なデザイン概念であり、デザインの分野でもある*2。米国から移入された概念で、日本では産業デザインないし工業デザインと呼称されることもある。

日本標準産業分類では1976年改訂から「デザイン業」が登場するが、概要説明、内容例示にインダストリアルデザインの語は見られない。概要説明の文頭は工業デザインに始まり、内容例示の筆頭に工業デザイン事務所が収録されている。

特定サービス産業実態調査のデザインの業務区分では、1973年から82年までは工業デザイン、1985年以降はイン

ダストリアルデザインが設定されている。内容例示には「機器（輸送、電気、音響、事務、照明等）、家具、スポーツ用品、住宅設備」と書かれている（1973年-2003年）。2007年以降では「機器、スポーツ用品」と素っ気ない。インダストリアルデザインは、量産機器等を対象とするデザインであり、ここでは工業デザインと同義であることがわかる。

日本標準職業分類では、1960年設定より細分類として工業デザイナーが記載されており、1970年改訂からは産業デザイナーも併記されている。他に機械デザイナー、陶磁器デザイナー、自動車デザイナーの記載もあるが、インダストリアルデザイナーの記述は見られない。

厚生労働省編職業分類では、1965年改訂で工業デザイナーが登場する。1986年改訂、1999年改訂では工業デザイナーの中の職業名として、クラフトデザイナー、陶磁器デザイナーなどに並んで産業デザイナー、インダストリアルデザイナーが収録されている。2011年改訂では、工業デザイナーの内容はインダストリアルデザイナー、クラフトデザイナー、プロダクトデザイナーに集約されている。2022年改訂では「その他のデザイナー」の中に数あるデザイナー職種の一つとしてインダストリアルデザイナー、工業デザイナーが列記されている。そもそもデザイナーの職務範囲はかなり限定されているが、細分化された職業の一つとして工業デザイナーが位置づけられ、インダストリアルデザイナーないし産業デザイナーはその下位概念あるいは部分的職能と読み取れる。

5. おわりに

以上、産業分類、職業分類にみる「デザイン業」、「デザイナー」の概念の推移とインダストリアルデザインの理解を概観した。いずれも全産業、全職業を俯瞰する中での一つの解釈として社会的に定着したものではある。ただし、デザインの実務、振興等に携わる観点からは違和感を持たれるかもしれない*3。

分類基準は物事の社会的認識に関する情報インフラである。デザインについての正しい認識・理解を広め、デザインのあり方に関する議論を円滑かつ建設的に進めるためにも、産業分類、職業分類におけるデザインの概念規定を実勢に近づける努力は、デザイン側の大きな課題と言えるだろう。

参考資料

- *1. 国勢調査、日本標準産業分類、日本標準職業分類、特定サービス産業実態調査、厚生労働省編職業分類を基本資料として参照した（年次により名称、所管が異なる資料も含む）。
- *2. 「通産省デザイン課とインダストリアルデザイン」、黒田宏治他（2021）、芸術工学会誌 No.83、pp.28-29
- *3. 最近では日本デザイン学会 2022 春季大会オーガナイズドセッション「インダストリアルデザインの矮小化を考える」（青木、黒田、堀越、田中、蓮見）で議論された例がある。

表3. デザイナーの概念（日本標準職業分類、1960年、変遷）

60 設定 (説明)	工業的・商業的製品またはその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて技芸的・趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な業務に従事するものをいう。
60 設定 (内容)	工芸圖案家、工業Dr、商業Dr、商業美術家、ディスプレイDr、圖案技師、友禅圖案家、圖案画家（印刷圖案業）、建築装飾圖案家、服飾Dr、Dr、宣伝圖案家、上絵圖案家、機械Dr
70 改訂	(追加) インテリアDr、印刷圖案家、コピーライター、陶磁器Dr
79 改訂	(追加) 産業Dr、フラワーDr
86 改訂	(変更なし)
97 改訂	(追加) インテリアコーディネーター、インターネットDr、CGアーティスト、グラフィックDr (削除) コピーライター
09 改訂	(追加) ウェブDr、自動車Dr (削除) インターネットDr

*表中「Dr」は「デザイナー」の略。70以降は追加・削除のみ。